

第1章 調査結果

1 本調査について

調布市は、市政経営の基本的な考え方の一つに「参加と協働のまちづくり」を据え、市政・まちづくりを推進しています。市民参加と協働を推進するための仕組みづくりとして、平成16年11月に市民参加と協働に関する基本的なルールとなる「調布市市民参加プログラム」を定めました。また、平成22年3月には、職員向けの手引きとして「市民参加手続ガイドライン」、「協働推進ガイドブック」を策定し、市民参加と協働に関する理解を深めながら、その一層の推進に取り組んできました。

平成25年4月には市民参加と協働を市における自治の基本理念とした「調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例」を施行しました。この基本条例を具現化する取組の一環として、平成26年12月に「調布市パブリック・コメント手続条例」、平成28年4月に、「調布市審議会等の会議の公開に関する条例」を施行しました。これらの条例の趣旨を踏まえ適切に運用し、市民に開かれた市政を推進し、市政運営における公正性の確保と透明性の向上を図りながら、市民参加と協働によるまちづくりをより一層推進しています。

本報告書は、令和4年度における市民参加プログラム等に基づく市民参加手続と協働事業の実践状況をとりとまとめ、その具体的な成果や課題等を検証し、幅広い市民意見の把握につながる創意工夫や運用改善を踏まえた今後の取組につなげるとともに、参加と協働の前提となる市政情報の共有の観点から、この内容を公表するものです。

なお、本報告書に記載されている部署名は、令和5年3月現在の名称です。

2 市民参加の取組について

(1) 市民参加とは

市民参加プログラムにおいて『市民参加』とは、「市の様々な行政活動（構想・計画段階から実施、評価に至るまで）に関して、自らの権利と義務を自覚しながら意見や考えを述べること。施策によっては、実際の行動を伴う場合もある。」と定義しています。

また、『市民参加手続』とは、「市の様々な行政活動に関して、市民の意見を伺い、その意見を施策に反映するために用いる多種多様な市民参加の手法の総称」と定義しています。市民参加手続の主な手法としては、委員会・審議会、説明会・意見交換会・ワークショップ、アンケート調査、パブリック・コメント手続があります。

市民参加プログラムでは、市民参加手続を実践すべき対象事業の範囲を以下のとおり規定しています。そのため、本報告書では、令和4年度に実践した事務事業において、委員会・審議会、説明会・意見交換会・ワークショップ、アンケート調査、パブリック・コメント手続の手法により市民参加手続を実施した事業を対象として取りまとめています。

【市民参加プログラムに規定する市民参加手続を実践すべき対象事業】

- 1 市の基本計画等の基本的事項を定める計画等の策定又は改定
- 2 市の基本的な条例の制定改廃に係わる案の策定
- 3 市民に義務を課し、または権利を制限する条例の制定改正に係わる案の策定
- 4 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- 5 大規模な公共施設の設置に係わる基本計画等の策定等
- 6 その他（市民の関心が高いテーマ、市民の暮らしに身近なテーマなど）

〈参考〉市民参加手続としての「委員会・審議会」

審議会等の会議の開催は、市民参加手続として、2つの意義を有します。

1つは、公募等により市民が審議会等の委員として参加し、会議において直接意見を述べる機会を確保することです。

もう1つは、審議会等の会議を公開することにより、政策形成過程における市政情報を広く市民と共有し、市政運営における公正性の確保と透明性の向上を図ることです。(引用:調布市審議会等の会議の公開に関する条例(条文とその解説))

よって、本調査では、①「市民」の立場で任命された者を含むもの、または、②会議を「公開」し市民が傍聴できるものについて、市民参加手続としての「委員会・審議会」として位置付けています。

(2) 市民参加手続の実施状況

〈市民参加手続の実施件数〉

【表1】のとおり、令和4年度の市民参加手続の実施状況は、実践事業90事業、実施件数141件、実践事業参加延べ人数39,323人で、1事業当たりの参加人数は436.9人となりました。

また、【グラフ1】のとおり、市民参加手続における参加延べ人数の合計は、実践事業参加延べ人数に、市民相談課に寄せられた市民の声のうち市政関連相談を利用した人数を加え、41,730人となり、過去最大となりました。

前年度に比べ、参加延べ人数が大幅に増加した主な要因として、令和4年度は、第6次調布市総合計画及び各分野別計画の策定・改定を多く実施した年度であり、その過程で参加人数の多いアンケート調査等が行われたこと、また、令和2年度以来、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止または規模を縮小して実施していたアンケート調査を実施する事業や説明会・意見交換会等が再開されたことが考えられます。さらに、市内小・中学校の児童生徒に配布されたタブレット端末を活用した小・中学生向けのアンケートが多く実施されるとともに、その回答率が高かったことが参加人数の増加に大きく寄与しています。

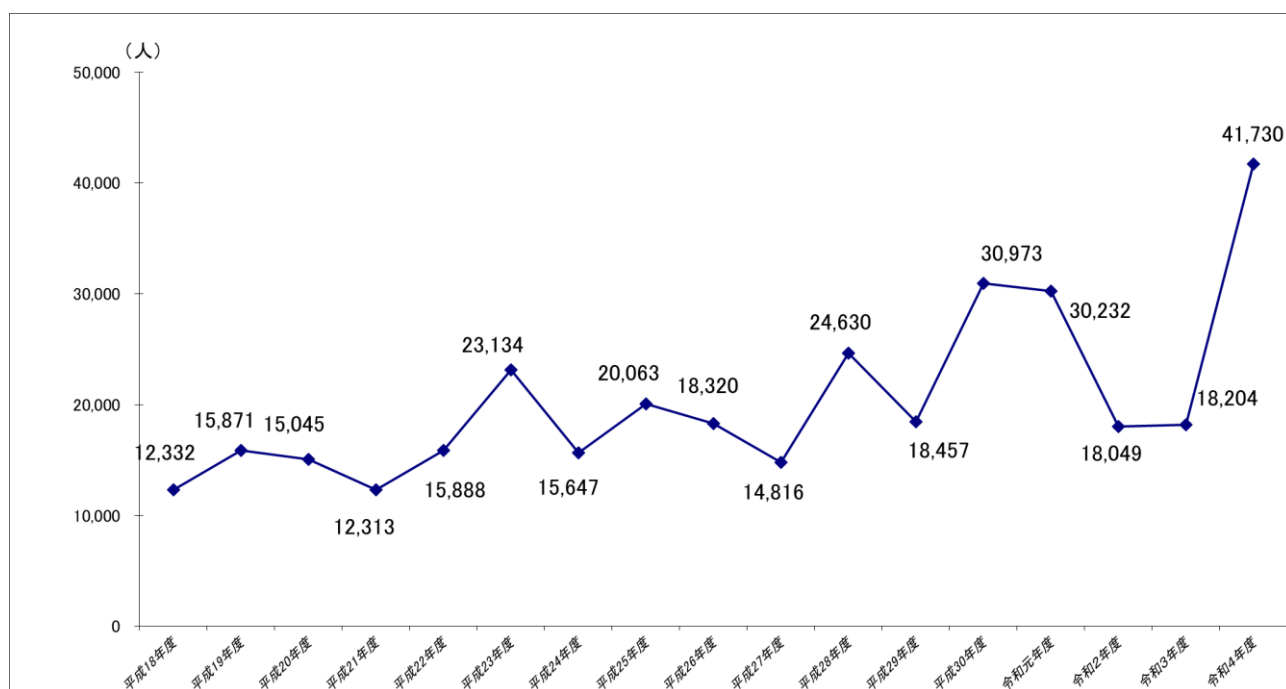
【表1】市民参加手続の実施件数と参加延べ人数

年度	市民参加手続実践事業				市政関連 相談	合計
	市民参加 手続実践 事業数	市民参加 手続実施 件数	参加延べ 人数(A)	事業当たり の参加人数	参加延べ 人数(B)	参加延べ人数 (A+B)
令和4年度	90	141	39,323	436.9	2,407	41,730
令和3年度	69	97	15,253	221.1	2,951	18,204
令和2年度	73	106	15,184	208.0	2,865	18,049
令和元年度	73	98	28,003	383.6	2,229	30,232
平成30年度	72	105	28,751	399.3	2,222	30,973

【表2】市民参加手続実践事業数の増減内訳

令和3年度報告書と比較し、令和4年度報告書で掲載を追加した事業等(増) 【主な内容】 ・新規に開始した事業 ・令和3年度は対象となる案件がなかった事業 ・令和3年度までは新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期又は中止としていたが、令和4年度は再開した事業	35 事業
令和3年度報告書に掲載した事業で令和4年度報告書に掲載していない事業等(減) 【主な内容】 ・令和3年度で市民参加の取組が完了した事業	11 事業

【グラフ1】市民参加手続における参加延べ人数の推移



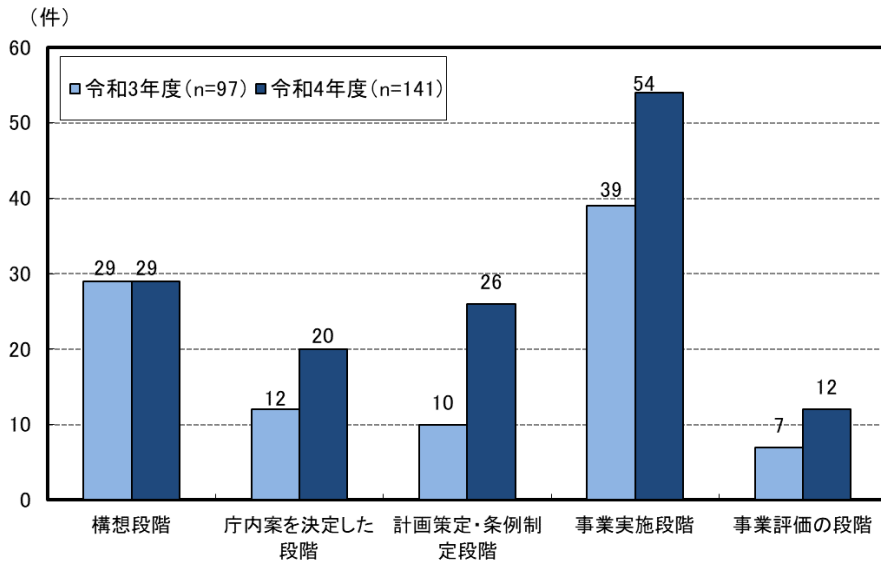
<実施段階ごとの市民参加手続>

【グラフ2】で示した実施段階ごとの傾向を見ると、令和4年度では令和3年度と同じく、「事業実施段階」において市民参加手続が多く取り入れられていることが分かります。

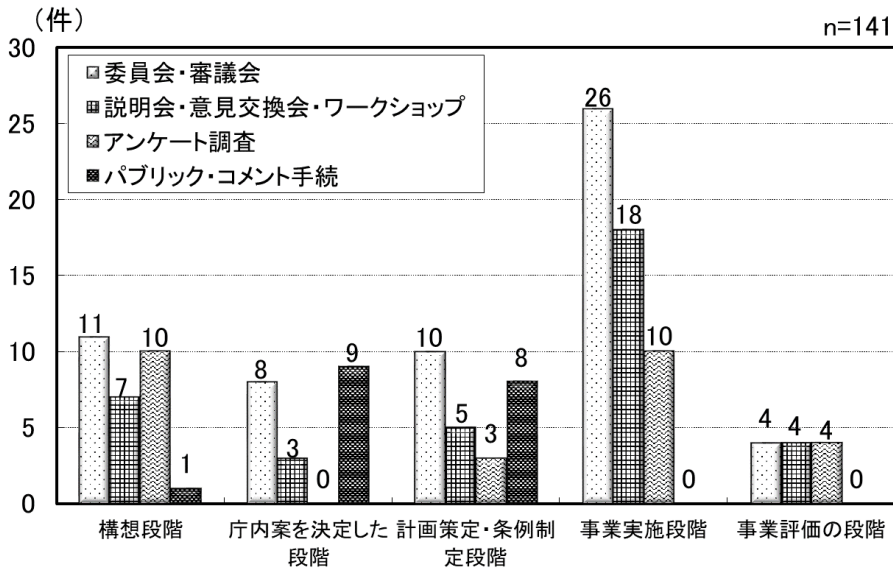
「事業実施段階」で実施している市民参加の手法としては、令和4年度は、「委員会・審議会」の件数が多くなっています。このことから、事業の進捗にあわせて、委員会等において情報共有しながら協議を重ねていることが分かります。

また、【グラフ3】、【グラフ4】から、令和3年度と比較して、実施段階ごとの市民参加手続の傾向に大きな差はありませんでしたが、令和4年度は調布市総合計画の策定など、計画の策定や改定事業が多くあったため、「構想段階」での「委員会・審議会」や「アンケート調査」の実施件数が多くなったと考えられます。

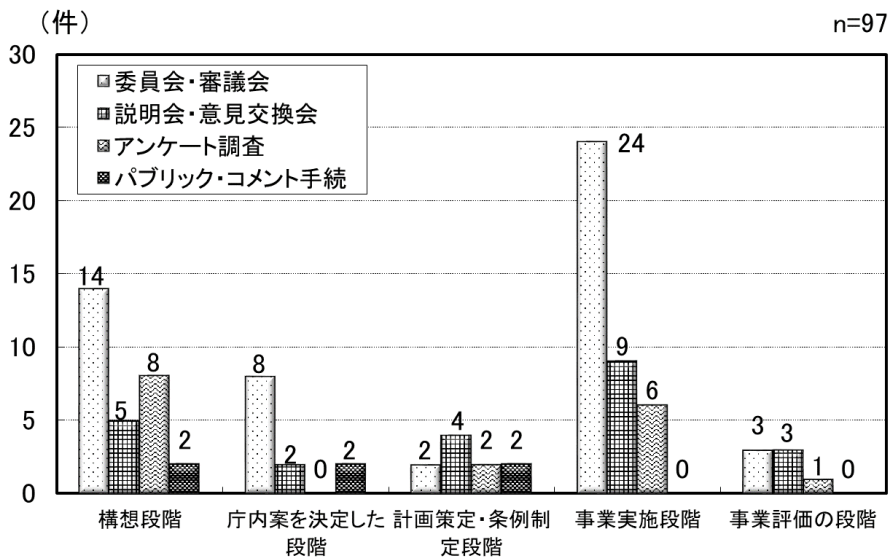
【グラフ2】実施段階ごとの件数



【グラフ3】各実施段階における市民参加手法別件数(令和4年度)



【グラフ4】各実施段階における市民参加手法別件数(令和3年度:参考)



<手法ごとの市民参加手続>

【表3】より、令和4年度に実施した市民参加手続の手法別の件数は、令和3年度に引き続き、「委員会・審議会」が最も多くなっており、次いで「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」、「パブリック・コメント手続」となりました。また、手法別の参加延べ人数では、令和3年度と同様、アンケート調査が最も多く、全体の約82%を占める32,534人となっています。

令和4年度に実施した市民参加手続1件当たりの手法別の平均参加人数は、特に「説明会・意見交換会・ワークショップ」、「アンケート調査」で令和3年度より多くなっています。「委員会・審議会」「説明会・意見交換会・ワークショップ」については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、オンラインを活用した開催が増加したことにより、また、「アンケート調査」については、インターネットアンケートを活用したことにより回答率が上がり、平均参加人数が増加したと考えられます。一方、「パブリック・コメント手続」については、令和3年度と比較し、件数が多く、案件によって意見提出の状況に差があるため、平均参加人数は減少したと考えられます。

【表3】手法ごとの市民参加手続件数及び参加延べ人数

実施した 市民参加手続	件数(件)		参加延べ人数(人)		手法別平均参加人数	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
審議会・委員会	51	59	2,698	3,251	52.9	55.1
説明会・意見交換会・ ワークショップ	23	37	1,453	3,374	63.2	91.2
アンケート調査	17	27	11,011	32,534	647.7	1205.0
パブリック・コメント 手続	6	18	91	164	15.2	9.1
合計	97	141	15,253	39,323		

<市民参加手法の組み合わせ>

市民参加を推進するに当たっては、複数の市民参加手法を組み合わせることで、幅広い市民参加機会を確保し、多様な市民ニーズを把握することに努めています。本調査結果からも、一つの事業に対して複数の市民参加手法を組み合わせ実施していることが見て取れます。

特に、各種分野別計画の策定過程や当該計画の推進においては、実施段階に応じてより多くの市民参加手法を組み合わせ取り組む傾向があります。また、手法を選択するに当たり、当該分野別計画の主な対象者から意見を聴取するものと、広く市民に意見を求めるものとを組み合わせ実施することが意識されています。令和4年度に実施した各種分野別計画等に係る市民参加手続実践事業は、【表4】のとおりです。

【表4】令和4年度に実施した各種分野別計画等に関する市民参加手続

No.	市民参加手続実践事業名	実施段階	実施した市民参加手続
1	(仮称)第6次調布市総合計画の策定	構想段階	委員会・審議会, アンケート調査
		庁内案を決定した段階	説明会・意見交換会・ワークショップ, パブリック・コメント手続
4	調布市教育大綱(第3期)の策定	庁内案を決定した段階	委員会・審議会
		庁内案を決定した段階	パブリック・コメント手続
		計画策定・条例制定段階	委員会・審議会
6	調布市公共施設マネジメント計画の策定	庁内案を決定した段階	パブリック・コメント手続
		庁内案を決定した段階	説明会・意見交換会・ワークショップ
7	「調布市デジタル化総合戦略0.5(素案)」の策定	計画策定・条例制定段階	パブリック・コメント手続
		計画策定・条例制定段階	アンケート調査
		計画策定・条例制定段階	説明会・意見交換会・ワークショップ
24	調布市スポーツ推進計画の策定	構想段階	アンケート調査
38	調布市再犯防止推進計画策定委員会	計画策定・条例制定段階	委員会・審議会
40	調布市高齢者総合計画の策定	事業実施段階	委員会・審議会, アンケート調査
43	調布市障害者総合計画の策定	構想段階	委員会・審議会, アンケート調査
55	調布市一般廃棄物処理基本計画の策定	計画策定・条例制定段階	委員会・審議会, パブリック・コメント手続
60	調布市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の策定	構想段階	アンケート調査, 説明会・意見交換会・ワークショップ
61	第二期調布市空き家等対策計画の策定	計画策定・条例制定段階	委員会・審議会, パブリック・コメント手続

No.	市民参加手続実践事業名	実施段階	実施した市民参加手続
73	調布市総合交通計画の改定	事業評価の段階	委員会・審議会
		庁内案を決定した段階	委員会・審議会
		計画策定・条例制定段階	パブリック・コメント手続
78	第2期調布市特別支援教育推進計画の策定	事業実施段階	委員会・審議会
		庁内案を決定した段階	パブリック・コメント手続
79	調布市立学校における教育の情報化推進計画の策定	庁内案を決定した段階	パブリック・コメント手続
81	調布市社会教育計画の策定	計画策定・条例制定段階	委員会・審議会，説明会・意見交換会・ワークショップ，アンケート調査，パブリック・コメント手続
86	第4次調布市子ども読書活動推進計画の策定	計画策定・条例制定段階	パブリック・コメント手続

＜市民参加手続における手法ごとの課題と対応＞

市民参加全般についての各部署の継続的な共通認識として、参加者層の拡大、特に若年層の参加促進についての課題があります。

一方で、令和4年度に行った「調布市民意識調査」では、「あなたは、市政・まちづくりに参加したいと思いませんか」の問いに対し、《参考1》【図2】にあるとおり、全体の53.3%が参加意向を示しています。そして年齢層別では、《参考1》【図3】にあるとおり、30代～60代では半数以上が参加意向を示しています。ただし、比較的参加意向の低い20代においても、《参考1》【図5】にあるとおり、市民参加が可能な手法に関する設問において、「SNS（LINE、Twitterなど）を活用したアンケート調査」に73.2%が肯定的な意見を示しており、実施手法の工夫により、参加促進を図ることが可能であると考えられます。

このように、参加意向はあるものの、実際の参加には至っていない若年層を含む市民に対して、参加しやすい機会の提供など、参加を促進する工夫を継続的に実践していくことで、市民参加や協働に対する市民の満足度を高めていく必要があります。

こうした課題認識の下、各部署で様々な工夫や改善に取り組んでいます。

委員会・審議会

委員会・審議会については、平成28年4月に「調布市審議会等の会議の公開に関する条例」を施行し、会議開催の事前公表や傍聴の取扱い、会議録の作成・公表などに関して、統一した運用に努めています。一方で、会議の性質や議題によっては、会議運営において特別な配慮が必要な場合もあるなど、本条例の趣旨を踏まえて、引き続き、適切な運用を図っていく必要があります。

【表5】市民参加手続「委員会・審議会」の工夫例

目的・課題	工夫内容	主な事業名
市民の参加機会を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ・開催する曜日と時間を固定 ・夜間の開催日時を設定 ・会場での開催に加え、オンライン参加も可能にする 	調布市健康づくり推進協議会（調査票No. 47）など多数
幅広い市民の参加を促す	<ul style="list-style-type: none"> ・多分野に渡る団体からの推薦及び公募によるモニター員の募集 	調布市高齢者福祉推進協議会（調査票No. 40）
参加者の内容理解を促す	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者の同席 ・パソコン読み上げ機能に対応したテキスト形式で資料のデータを送信 ・分かりやすい用語の使用 	調布市障害者地域自立支援協議会（調査票 No.41）

説明会・意見交換会・ワークショップ

説明会・意見交換会・ワークショップは、事業に対する意見や具体的なアイデアをいただいたり、事業内容や実施に対する理解と協力を求めたりする意義があります。開催に当たっては、事業の影響を受ける市民に開催が確実に伝わるよう努める必要があります。また、多様な意見の反映につながるよう、より幅広い年齢層の市民参加を促すことに課題意識を持っています。

【表6】市民参加手続「説明会・意見交換会・ワークショップ」の工夫例

目的・課題	工夫内容	主な事業名
市民の参加機会を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ・平日・休日、午前・午後・夜間など、様々な日時で開催 ・会場での開催に加え、オンライン参加も可能にする 	調布駅前広場の整備（調査票 No.64）など多数
参加層を拡大する	<ul style="list-style-type: none"> ・無作為抽出での参加の呼びかけを行う 	「市長と語る・ふれあいトークン」（調査票 No.14）
市民へ確実に周知する	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺自治会や戸別ポスティング等により、開催を周知 	地区計画制度を活用した街づくり（調査票 No.59）など
リアルタイムで参加できなかった市民に対応する	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会の様子を録画したものをYouTube に公開 	令和元年東日本台風（台風第19号）に伴う浸水被害への市の取組に関する市民説明会（調査票 No.53）

アンケート調査

アンケート調査では、回答率の向上が課題であり、回答者の負担感を軽減するため、内容はもちろん、依頼方法についても工夫がなされています。また、スマートフォンの普及や、学校現場でのデジタル化に合わせて、インターネットアンケートの実施が拡大しています。

特に、市内小・中学校の児童生徒に配布されたタブレット端末を活用した小・中学生向けのアンケートが多く実施され、その回答率が高いことから、参加人数が大幅に増加しています。インターネットアンケートは実施者が効率よく配布・回収・集計を行えるだけでなく、市民における参加のしやすさにもつながり、子どもも含めた幅広い市民の意見を集められる可能性があるといえます。今後も、積極的な活用が見込まれます。

【表7】市民参加手続「アンケート調査」の工夫例

目的・課題	工夫内容	主な事業名
回答の負担軽減を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・来所提出が必須となる届出書と同時に提出として、回答率向上を図った ・アンケートの提出については、窓口にポストを設置し、匿名性を高めた 	調布市ひとり親家庭等アンケート調査(調査票 No.30) ※回答率39%
インターネットを活用した回答機会を提供する	<ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブ児童の全保護者に、2次元コードを掲載したインターネット回答用のアンケート用紙を配付 	学童クラブ・放課後子供教室利用状況調査(調査票 No.33) ※回答率31.4%
児童・青少年の参加を促す	<ul style="list-style-type: none"> ・回答率を高めるため、小・中学校との連携により、学校内でタブレット端末を利用してアンケートを実施 ・高校生・大学生世代に向けては、QRコードを掲載した案内を送付し、Webによるアンケートを実施 	調布市子どもの生活実態に関する調査(ヤングケアラー実態調査)(調査票 No.29) ※小・中学生回答率77.3% ※高校生・大学生世代回答率17.0%
参加層を拡大する	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が自由なアイデアを提出できる機会を作った 	武蔵野の路(二子・是政コース)の愛称名設定(調査票 No.68)

パブリック・コメント手続

パブリック・コメント手続については、平成26年12月に「調布市パブリック・コメント手続条例」を施行し、統一した運用を図っています。実施においては、意見提出者を増やすことを課題として認識しています。具体的な取組として、平成25年度から実施している市報の「パブリック・コメント手続コーナー」への掲載や、「パブリック・コメント手続を実施中」である旨を周知する卓上のぼり旗やポスターの掲示など、市内各公共施設での資料の配架と合わせて、市民の目に留まりやすい工夫を実施しています。さらに、平成26年度からは、意見提出のしやすさの工夫として、公共施設にパブリック・コメント手続に係る意見提出箱を設置するとともに、年間の市民参加手続の予定や実施結果を一覧にまとめて、市ホームページに掲載するなど市民への周知に努めています。なお、令和4年度のパブリック・コメント手続実施状況については、《参考2》にまとめています。

<コロナ禍で実施した市民参加手続の工夫と今後の課題>

令和4年度は、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響により延期や中止を余儀なくされていた市民参加手続実践事業についてもおおむね実施が再開されました。

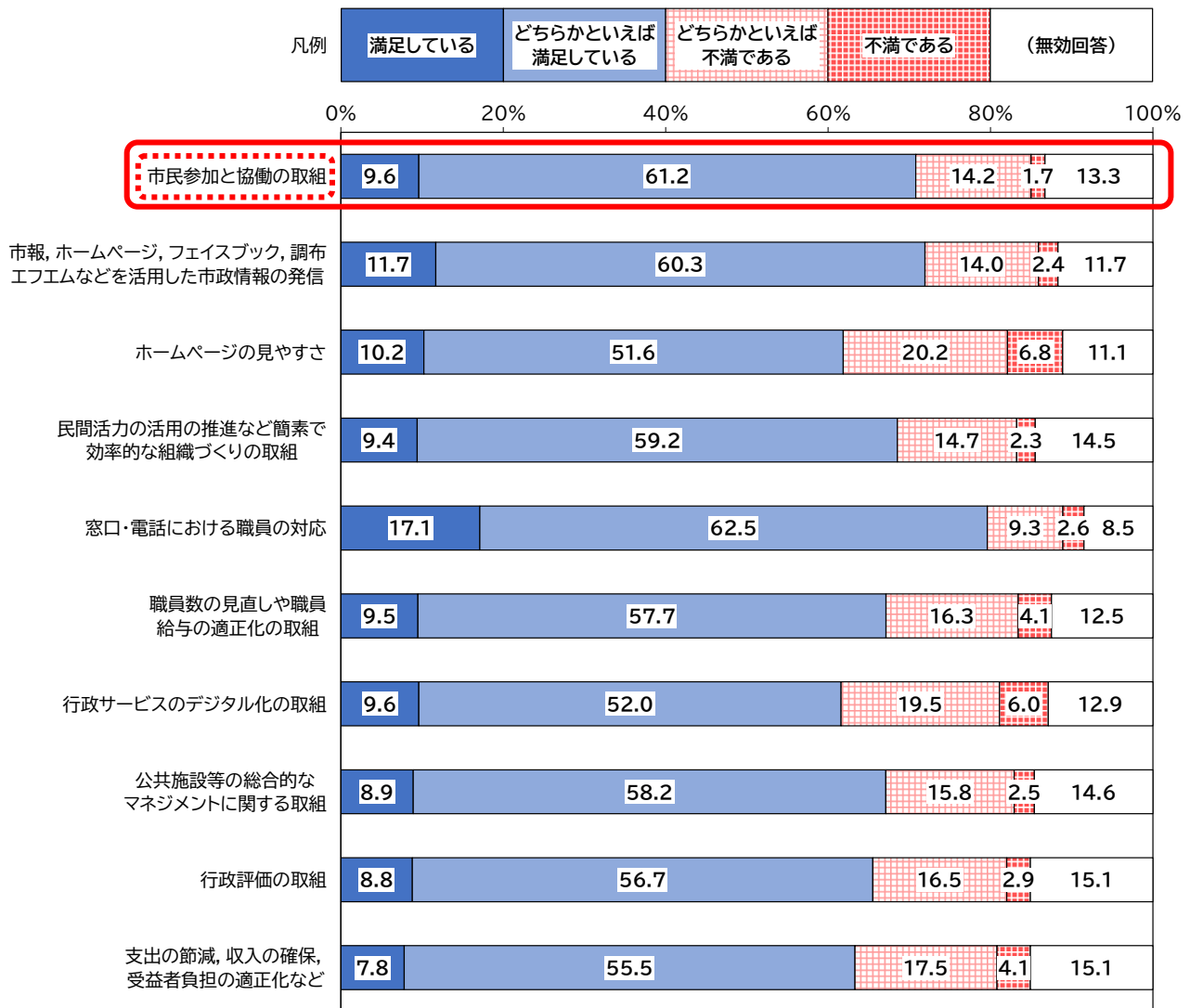
具体的には、感染拡大状況に応じて書面開催、オンライン開催、対面とオンラインの併用開催など、委員が安心して参加できるよう開催形式の工夫が見られました。また、市ホームページにおける委員会等の開催案内では、傍聴に当たっての留意事項(マスク着用や咳エチケットのお願いなど)を掲載するとともに、開催当日は、会場にアルコール消毒液を設置し、検温や適度な換気など、適切な感染拡大防止対策を講じました。

コロナ禍を契機に、感染拡大防止の対策として、オンラインの活用やインターネットアンケートなどの手法が定着しました。今後も、デジタル技術を活用した市民参加手続は増えていくものと思われませんが、現状においては、オンライン環境がない方や情報機器の操作に不安がある方などへの更なる配慮や体制整備をする必要があります。

《参考1》市民の参加意向について

令和4年度に実施した「調布市民意識調査」では、市政全般(くらし)に対する満足度・優先度ついて設問を設けています。【図1】のとおり、市民参加や市民との協働の取組に関する満足度は70.8%の方が「満足している」か「どちらかといえば満足している」と回答しています。

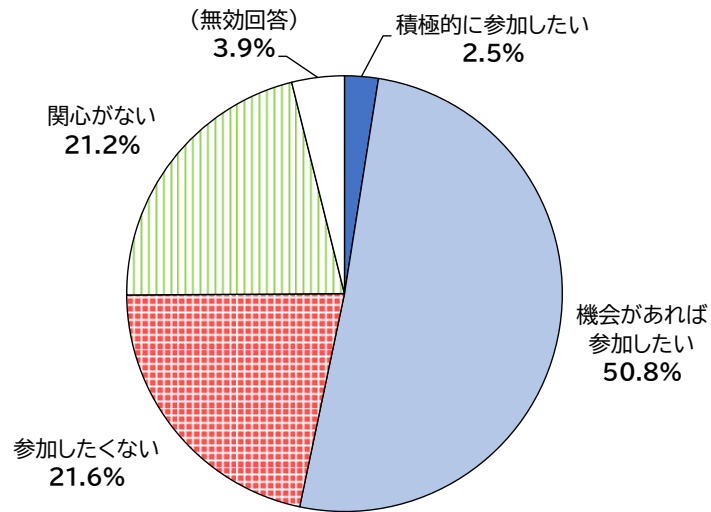
【図1】市民参加と協働の取組の満足度



<出典：調布市民意識調査報告書令和4年度版>

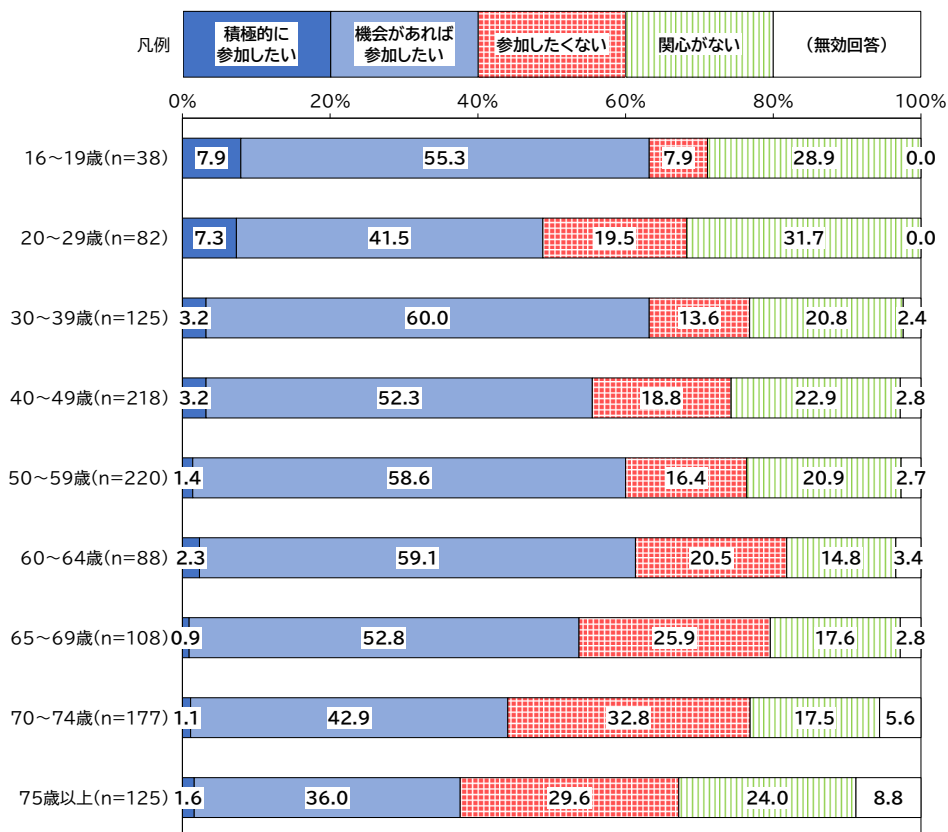
また、市政・まちづくりへの参加意向と、参加できると思う手法、より多くの市民の意見が行政に届きやすい参加手法などについても設問を設けています。【図2】にあるとおり、53.3%の市民が市政への参加意向を示しています。【図3】の年齢層別参加意向では、20代及び75歳以上の参加意向が比較的低く、30代から60代の参加意向が比較的高いことが分かります。広範な市民の参加を促すため、引き続き市民が参加しやすい環境づくりの工夫を重ねていく必要があります。

【図2】市政・まちづくりへの参加意向



<出典：調布市民意識調査報告書令和4年度版>

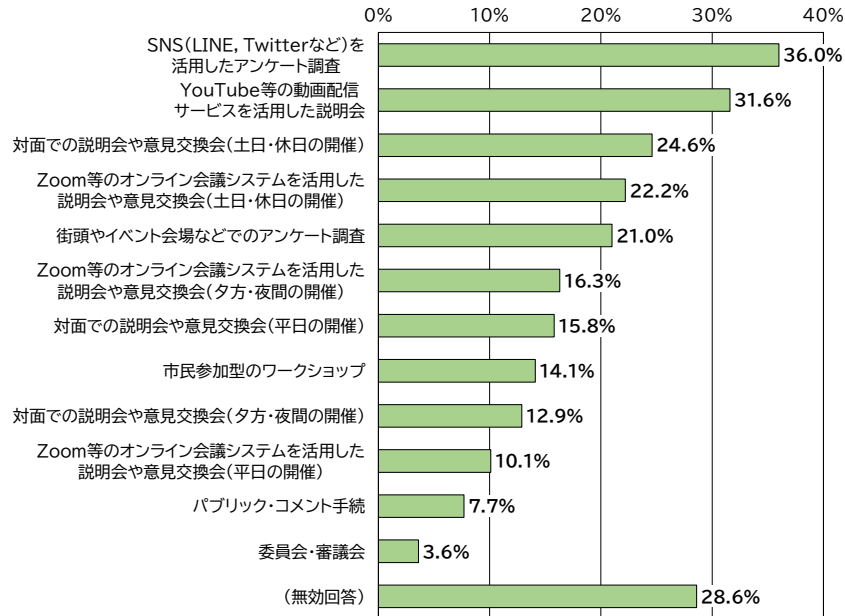
【図3】市政・まちづくりへの参加意向（年齢層別）



<出典：調布市民意識調査報告書令和4年度版>

【図4】の参加意向のある市民の「参加できると思う手法」については、「SNS(LINE, Twitterなど)を活用したアンケート調査」が36.0%で最も高く、次いで「YouTube等の動画配信サービスを活用した説明会」の31.6%の順となっています。また、対面での説明会や意見交換会については、土日・休日の開催を望んでいる傾向にあります。

【図4】市民参加の取組を行う場合、参加できると思う手法



<出典：調布市民意識調査報告書令和4年度版>

【図5】市民参加の取組を行う場合、参加できると思う手法(年齢層別)

選択肢	合計	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
全体	1,193	38	82	125	218	220	88	108	177	125
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
SNS(LINE, Twitterなど)を活用したアンケート調査	429	24	60	74	114	84	26	17	21	8
	36.0%	63.2%	73.2%	59.2%	52.3%	38.2%	29.5%	15.7%	11.9%	6.4%
YouTube等の動画配信サービスを活用した説明会	377	17	36	57	103	79	25	19	24	14
	31.6%	44.7%	43.9%	45.6%	47.2%	35.9%	28.4%	17.6%	13.6%	11.2%
対面での説明会や意見交換会(土日・休日の開催)	293	12	22	36	67	67	22	28	22	17
	24.6%	31.6%	26.8%	28.8%	30.7%	30.5%	25.0%	25.9%	12.4%	13.6%
Zoom等のオンライン会議システムを活用した説明会や意見交換会(土日・休日の開催)	265	12	29	45	65	57	19	13	16	9
	22.2%	31.6%	35.4%	36.0%	29.8%	25.9%	21.6%	12.0%	9.0%	7.2%
街頭やイベント会場などでのアンケート調査	251	8	18	34	39	57	21	20	38	16
	21.0%	21.1%	22.0%	27.2%	17.9%	25.9%	23.9%	18.5%	21.5%	12.8%
Zoom等のオンライン会議システムを活用した説明会や意見交換会(夕方・夜間の開催)	194	11	20	34	46	44	13	8	12	5
	16.3%	28.9%	24.4%	27.2%	21.1%	20.0%	14.8%	7.4%	6.8%	4.0%
対面での説明会や意見交換会(平日の開催)	188	1	3	15	15	31	20	19	43	40
	15.8%	2.6%	3.7%	12.0%	6.9%	14.1%	22.7%	17.6%	24.3%	32.0%
市民参加型のワークショップ	168	7	10	16	35	34	14	21	22	9
	14.1%	18.4%	12.2%	12.8%	16.1%	15.5%	15.9%	19.4%	12.4%	7.2%
対面での説明会や意見交換会(夕方・夜間の開催)	154	7	19	15	34	35	17	10	11	5
	12.9%	18.4%	23.2%	12.0%	15.6%	15.9%	19.3%	9.3%	6.2%	4.0%
Zoom等のオンライン会議システムを活用した説明会や意見交換会(平日の開催)	120	4	10	17	16	19	13	10	22	7
	10.1%	10.5%	12.2%	13.6%	7.3%	8.6%	14.8%	9.3%	12.4%	5.6%
パブリック・コメント手続	92	5	12	12	18	24	8	4	9	0
	7.7%	13.2%	14.6%	9.6%	8.3%	10.9%	9.1%	3.7%	5.1%	0.0%
委員会・審議会	43	1	2	3	7	6	8	7	7	2
	3.6%	2.6%	2.4%	2.4%	3.2%	2.7%	9.1%	6.5%	4.0%	1.6%
(無効回答)	341	4	13	25	35	52	21	39	82	61
	28.6%	10.5%	15.9%	20.0%	16.1%	23.6%	23.9%	36.1%	46.3%	48.8%

(上段：実数(人)，下段：構成比)

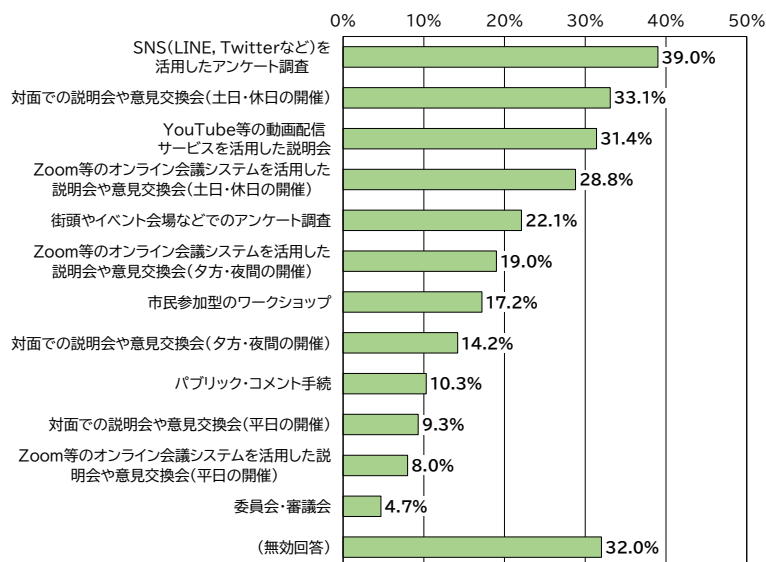
回答割合が最も高い：

回答割合が2番目に高い：

<出典：調布市民意識調査報告書令和4年度版>

【図6】の「より多くの市民の意見が行政に届きやすい参加手法」についても、「SNS（LINE, Twitterなど）を活用したアンケート調査」が39.0%で最も高く、次いで「対面での説明会や意見交換会（土日・休日の開催）」33.1%、「YouTube等の動画配信サービスを活用した説明会」31.4%、「Zoom等のオンライン会議システムを活用した説明会や意見交換会（土日・休日の開催）」28.8%の順となっています。このことから、所定の日時や場所に行かなくても参加できる手法が一定の評価を得ていることが分かります。

【図6】より多くの市民の意見が行政に届きやすい参加手法



<出典：調布市民意識調査報告書令和4年版>

【図7】より多くの市民の意見が行政に届きやすい参加手法（年齢層別）

選択肢	合計	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
全体	1,193	38	82	125	218	220	88	108	177	125
SNS(LINE, Twitterなど)を活用したアンケート調査	465	22	48	67	121	100	35	25	30	16
対面での説明会や意見交換会(土日・休日の開催)	395	14	38	41	85	74	29	36	49	28
YouTube等の動画配信サービスを活用した説明会	375	20	35	53	89	88	22	24	26	16
Zoom等のオンライン会議システムを活用した説明会や意見交換会(土日・休日の開催)	344	15	37	41	76	68	27	25	32	23
Zoom等のオンライン会議システムを活用した説明会や意見交換会(夕方・夜間の開催)	227	14	21	35	58	46	20	15	10	7
街頭やイベント会場などでのアンケート調査	264	14	23	35	58	55	16	18	27	17
Zoom等のオンライン会議システムを活用した説明会や意見交換会(夕方・夜間の開催)	227	14	21	35	58	46	20	15	10	7
市民参加型のワークショップ	205	11	16	21	46	43	13	13	22	19
対面での説明会や意見交換会(夕方・夜間の開催)	169	3	19	19	42	36	19	15	10	6
パブリック・コメント手続	123	10	14	11	23	28	6	8	17	6
対面での説明会や意見交換会(平日の開催)	111	2	6	14	31	19	10	9	11	8
Zoom等のオンライン会議システムを活用した説明会や意見交換会(平日の開催)	96	7	8	14	32	18	8	2	5	1
委員会・審議会	56	4	7	7	7	10	4	5	7	5
(無効回答)	382	6	16	28	43	56	23	42	91	68

(上段：実数(人)，下段：構成比)

回答割合が最も高い：

回答割合が2番目に高い：

<出典：調布市民意識調査報告書令和4年版>

(参考)「調布市民意識調査報告書(令和4年度版)」の内容は市ホームページで御覧いただけます。

《参考2》令和4年度パブリック・コメント手続実施状況

No.	件名	意見募集期間	策定年月	意見数 (件)	提出者 数(人)	所管課
1	調布市基本構想(素案)	令和4年9月9日から 令和4年10月11日まで	令和4年12月	98	22	企画経営課
2	調布市基本計画(素案)	令和4年12月23日から 令和5年1月23日まで	令和5年2月	62	19	企画経営課
3	調布市公共施設マネジメント計画(素案)	令和4年12月23日から 令和5年1月23日まで	令和5年2月	26	7	企画経営課
4	調布市教育大綱(第3期) (素案)	令和5年2月1日から 令和5年3月3日まで	令和5年3月	17	11	企画経営課
5	調布市デジタル化総合戦略0.5(素案)	令和4年12月23日から 令和5年1月23日まで	令和5年2月	21	6	デジタル行政 推進課
6	(仮称)調布市個人情報保護法施行条例(案)の概要	令和4年9月12日から 令和4年10月11日まで	令和4年12月	30	5	総務課
7	(仮称)調布市パートナーシップ宣誓制度(素案)	令和4年12月5日から 令和5年1月10日まで	令和5年2月	18	18	多様性社会・ 男女共同参画 推進課
8	(仮称)調布市公立保育園における民間活力の活用に関する方針【公設公営保育園】(素案)	令和4年12月20日から 令和5年1月19日まで	令和5年3月	43	22	子ども政策課
9	調布市更生支援プラン(調布市再犯防止推進計画) (素案)	令和4年9月20日から 令和4年10月19日まで	令和4年12月	4	3	福祉総務課
10	(仮称)調布市一般廃棄物処理基本計画(素案)	令和4年12月21日から 令和5年1月20日まで	令和5年3月	14	4	ごみ対策課
11	第二期空き家等対策計画 (素案)	令和4年12月20日から 令和5年1月19日まで	令和5年3月	6	2	住宅課
12	調布市住宅マスタープラン (素案)	令和4年12月20日から 令和5年1月19日まで 令和5年1月23日から 令和5年1月25日まで	令和5年3月	30	4	住宅課
13	調布市総合交通計画(素案)	令和4年12月20日から 令和5年1月19日まで	令和5年3月	21	4	交通対策課

No.	件名	意見募集期間	策定年月	意見数 (件)	提出者 数(人)	所管課
14	調布市教育プラン(素案)	令和4年11月21日から 令和4年12月20日まで	令和5年2月	35	14	教育総務課
15	(仮称)調布市立学校における教育の情報化推進計画(素案)	令和4年11月21日から 令和4年12月20日まで	令和5年2月	16	6	指導室
16	第2期調布市特別支援教育推進計画(素案)	令和4年11月21日から 令和4年12月20日まで	令和5年2月	29	4	指導室
17	調布市社会教育計画(素案)	令和4年11月21日から 令和4年12月20日まで	令和5年2月	36	7	社会教育課
18	第4次調布市子ども読書活動推進計画(素案)	令和4年11月21日から 令和4年12月20日まで	令和5年3月	6	2	図書館
19	(仮称)調布市議会の個人情報保護に関する条例(案)の概要について	令和4年10月3日から 令和4年11月1日まで	令和4年12月	38	7	議会事務局
【合計】パブリック・コメント手続実施件数 19件				550	167	

過年度の実施状況

	実施事業件数	意見数	提出者数
令和3年度	6件	224件	91人
令和2年度	12件	205件	49人
令和元年度	8件	212件	80人

《参考3》令和4年度審議会等の会議の公開に関する運用状況

附属機関の「委員会・審議会」の開催状況

No.	調査票 No.	会議名	市民委員 を含む	公開・ 非公開	開催回 数(回)	傍聴者数 (延べ人数)	所管課
1	3	調布市調布飛行場対策協議会	○	公開	1	0	企画経営課
2		調布市補助金等審議会	—	公開	0		財政課
3		調布市使用料等審議会	○	公開	0		財政課
4	8	調布市情報公開審査会	○	公開	6	0	総務課
5	9	調布市個人情報保護審査会	○	公開	4	5	総務課
6		調布市表彰審査委員会	—	非公開	2		総務課
7	11	調布市行政不服審査会	○	非公開	2		法制課
8		調布市非常勤職員等公務災害補償等審査会	—	非公開	0		人事課
9		調布市特別職報酬等審議会	○	非公開	0		人事課
10		調布市防災会議	○	公開	0		総合防災安全課
11		調布市国民保護協議会	—	公開	0		総合防災安全課
12	12	調布市消防委員会	—	公開	1	0	総合防災安全課
13	13	調布市生活安全対策協議会	—	非公開	2		総合防災安全課
14	15	調布市生涯学習推進協議会	○	公開	3	2	文化生涯学習課
15	22	調布市スポーツ推進審議会	○	公開	4	2	スポーツ振興課
16	26	調布市子ども・子育て会議	○	公開	3	1	子ども政策課
17		調布市青少年問題協議会	—	非公開	3		児童青少年課
18		調布市民生委員推薦会	—	非公開	4		福祉総務課
19	40	調布市高齢者福祉推進協議会	○	公開	4	4	高齢者支援室 高齢福祉担当

No.	調査票 No.	会議名	市民委員 を含む	公開・ 非公開	開催回 数(回)	傍聴者数 (延べ人数)	所管課
20		調布市介護認定審査会	—	非公開	213		高齢者支援室 介護保険担当
21		調布市障害支援区分判定審査会	—	非公開	30		障害福祉課
22	47	調布市健康づくり推進協議会	—	公開	4	1	健康推進課
23	49	調布市国民健康保険運営協議会	○	公開	5	1	保険年金課
24	50	調布市環境保全審議会	○	公開	3	6	環境政策課
25	54	調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会	○	公開	6	1	ごみ対策課
26	57	調布市景観審議会	○	公開	2	0	都市計画課
27		調布市街づくり審査会	—	非公開	2		都市計画課
28	56	調布市都市計画審議会	○	公開	5	7	都市計画課
29	62	調布市居住支援協議会	—	非公開	4		住宅課
30	70	調布市自転車等駐車対策協議会	○	公開	1	0	交通対策課
31	74	調布市建築審査会	—	公開	10	1	建築指導課
32	80	調布市社会教育委員の会議	○	公開	8	26	社会教育課
33	82	調布市公民館運営審議会	○	公開	6	14	東部公民館
34	83	調布市立図書館協議会	○	公開	4	1	図書館
35	87	調布市文化財保護審議会	—	公開	9	0	郷土博物館
合計					351	42	

※「市民委員」とは、公募や市内で活動する各種団体等からの推薦等により、市民の立場で参加している委員です。

※本報告書では、市民委員を含む委員会等、及び会議を公開し市民が傍聴可能な委員会等について、市民参加手続としての「委員会・審議会」としてしています。

その他、附属機関以外の「委員会・審議会」の開催状況

No.	調査票No.	会議名	公開・ 非公開	開催回 数(回)	傍聴者数 (延べ人数)	所管課
1	1	調布市基本構想策定推進市民会議	公開	11	69	企画経営課
2	17	調布市市民活動支援センター運営委員会	公開	11	0	協働推進課
3	20	調布市男女共同参画推進センター運営委員会	公開	4	3	多様性社会・ 男女共同参画 推進課
4	23	調布市スポーツ推進委員会	非公開	12		スポーツ振興課
5	27,28	調布市次世代育成支援協議会	公開	3	1	子ども政策課
6	31	児童館運営会議（各児童館で開催）	公開	22	0	児童青少年課
7	36	調布市地域福祉推進会議	公開	6	4	福祉総務課
8	38	調布市再犯防止推進計画策定委員会	公開	3	0	福祉総務課
9	39	新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会	公開	5	69	福祉総務課 企画経営課
10	41	調布市障害者地域自立支援協議会（全体会）	公開	3	11	障害福祉課
11	41	調布市障害者地域自立支援協議会（ワーキング）	非公開	12		障害福祉課
12	42	調布市福祉タクシー券のあり方検討委員会	公開	3	0	障害福祉課
13	43	調布市障害者総合計画策定委員会	公開	4	9	障害福祉課
14	44	調布市子ども発達センター運営会議	非公開	2		子ども発達 センター
15	45	調布市医療的ケア児支援関係機関連絡会	非公開	2		子ども発達 センター
16	55	調布市一般廃棄物処理基本計画策定委員会	公開	5	7	ごみ対策課
17	61	調布市空き家等対策推進協議会	公開	4	0	住宅課
18	62	調布市居住支援協議会	公開	4	0	住宅課

No.	調査票No.	会議名	公開・ 非公開	開催回 数(回)	傍聴者数 (延べ人数)	所管課
19	63	調布市居住支援対策協議会	公開	2	0	住宅課
20	69	調布市バリアフリー推進協議会	公開	2	5	交通対策課
21	71,72,73	調布市公共交通活性化協議会	公開	4	8	交通対策課
22	75	調布市教育委員会	公開	15	44	教育総務課
23	76	調布市教育プラン策定検討委員会	公開	5	8	教育総務課
24	77	調布市室内化学物質対策推進協議会	非公開	1		教育総務課
25	78	調布市特別支援教育推進計画策定委員会	公開	3	1	指導室
26	81	社会教育計画策定ワーキンググループ会議	非公開	5		社会教育課
27	88	下布田遺跡保存活用整備検討委員会	公開	6	0	郷土博物館
合計				159	239	

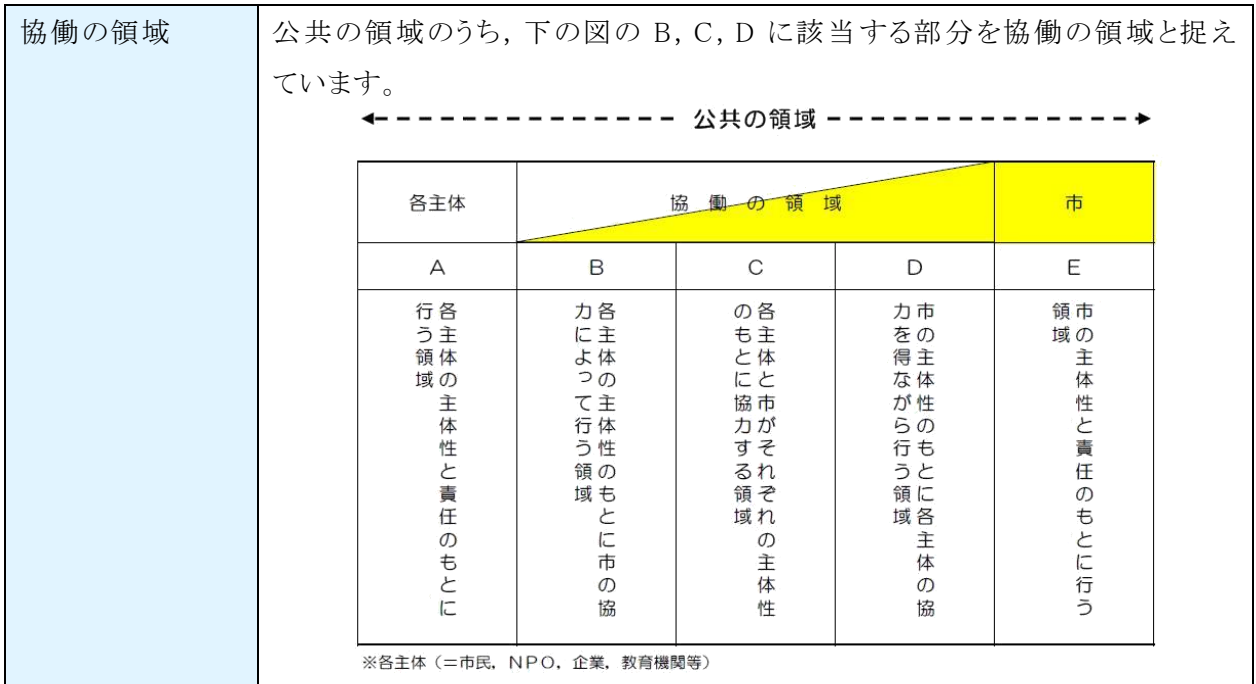
3 協働の取組について

(1) 協働とは

市民参加プログラムにおいて、協働とは「市の様々な施策の実現に向けて、市民・市民活動団体・NPO等と市が対等の立場に立ち、共通の目標に向かってそれぞれの役割と責任を自覚し、お互いが協力し合って取り組むこと」と定義しています。また、協働推進ガイドブックでは、協働の対象を次の項目を概ね満たすものと捉えています。

本報告書では、これらの定義や協働の対象に照らし、令和4年度に実施した協働事業の実施状況について取りまとめています。

協働のパートナー	市のまちづくりに関わるすべての人や団体が協働のパートナーとなり得ます。想定しているのは、「市民」「NPOをはじめとする各種団体」「企業」「教育機関」です。
協働の基本原則	協働事業では、基本原則を、市と協働のパートナーが共通認識として持ちながら進めていく必要があります。 基本原則:「目的共有」「対等・相互理解」「自主性・自立性」「役割・責任分担の明確化」「情報の共有と公開」「評価・検証」
協働の形態	様々な形態が考えられ、事業の内容、目的等に応じて適切な協働形態を選択します。 「共催」「実行委員会(市も実行委員会の構成員であるものを指す)」「事業協力」「指定管理者・業務委託」「情報交換・情報提供」「補助・助成」 〈参考〉協働の形態の考え方 市が「共催」した事業及び「実行委員会」の構成員として取り組んだ事業は、その関わり方から、全て協働事業に該当すると考えられます。 その他の形態については、パートナーの取組に対する資金拠出を含む市の協力により、パートナーの特性を生かし、市民の多様なニーズへの対応等、市単独では生み出せない効果を発揮できた事業や、パートナーと協議しながら役割分担等も含めて事業の具体について決定するなど、市の下請けやコスト削減を目的とした委託ではないものが協働事業に該当します。 また、様々な主体との連携事業や各種協定に基づいて実施した事業についても協働事業に該当すると考えられます。
協働に適した事業	① きめ細かく柔軟に対応する必要がある事業 ② 多くの市民の参加や協力を求める事業 ③ 地域の実情を踏まえて実施する事業 ④ 各主体が当事者性を発揮し、主体的に活動する事業 ⑤ 特定分野において専門性や希少性が必要とされる事業 ⑥ これまで市が取り組んだことのないような先駆的な事業



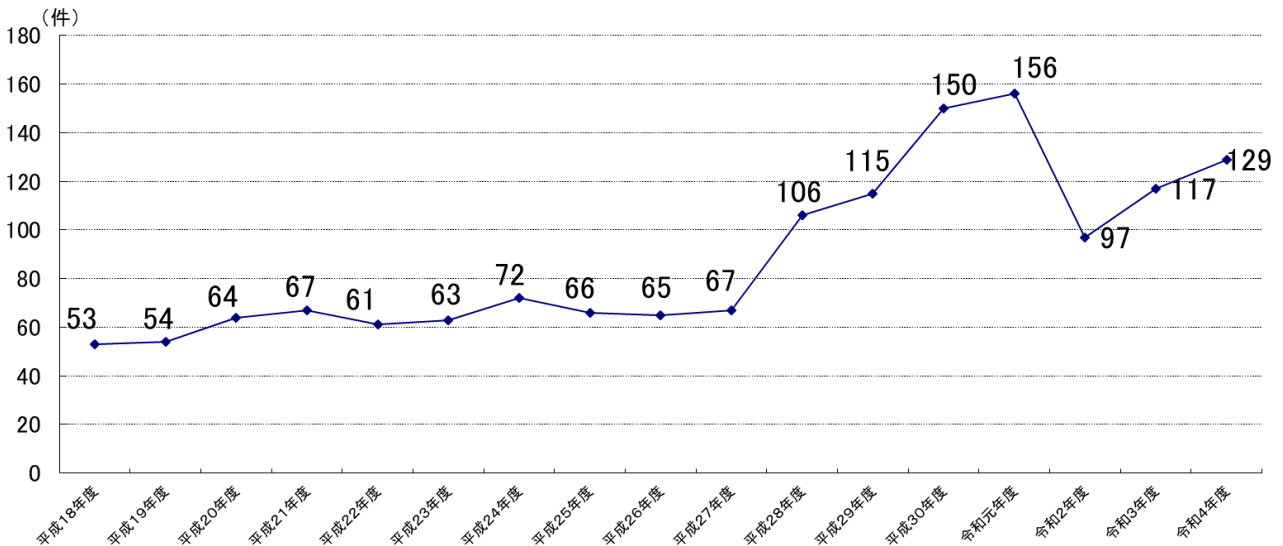
(2) 協働事業の実施状況

<協働事業の実施件数>

【グラフ5】にあるとおり、令和4年度に実施した協働事業は129件であり、令和3年度と比較して12件の増加となりました。

協働事業数は事業の新規開始や終了のほか、既存事業を新たに協働事業として位置付けることなどによって、毎年度変動します。参加と協働によるまちづくりを進めていくうえで、市職員の協働に対する意識を高めることが重要であることから、調布市市民参加推進協議会や市民参加推進研修等を通じた意識啓発に努めています。また、これまでの間において、事業の形態として、市が「共催」している事業や市が「実行委員会」の構成員として携わっている事業、また、様々な主体との連携事業や各種協定に基づいて実施した事業についても協働事業として位置付けることとしたことから、平成28年度からは協働事業として報告書に掲載する事業が多くなっています。また、平成30年度及び令和元年度は、2019年のラグビーワールドカップ日本大会及び東京2020大会に向けた事業について、数多くのパートナーと様々な協働の形態で取り組んだことから事業数が増加しました。一方で、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業数が減少しました。その後、令和3年度以降は、1年延期となっていた東京2020大会に向けた事業や東京2020大会後のレガシーを継承する事業のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に延期又は中止とした事業を再開したことから、事業数が再び増加傾向にあります。

【グラフ5】協働事業数の推移



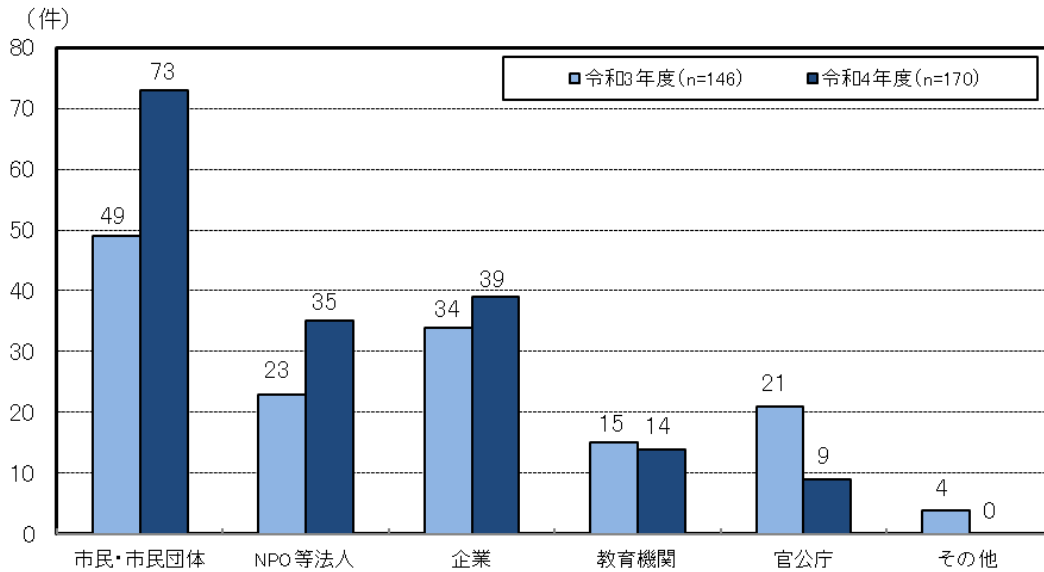
【表8】協働事業数の増減内訳

令和3年度報告書と比較し、令和4年度報告書で掲載を追加した事業等(増) 【主な内容】 ・新規に開始した事業 ・令和3年度までは新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期又は中止としていたが、令和4年度は再開した事業 ・令和3年度以前から実施されており、令和4年度から新たに協働事業に位置付けて報告した事業	27 事業
令和3年度報告書に掲載した事業で令和4年度報告書に掲載していない事業等(減) 【主な内容】 ・令和3年度で協働による事業実施が終了した事業 ・その他の事由により実施がない事業(隔年事業など)	15 事業

<協働のパートナー>

【グラフ6】にあるとおり、令和4年度の協働事業を協働のパートナー別に見ると、令和3年度と同様、最も多いパートナーは、「市民・市民団体」であり、次いで「企業」、「NPO等法人」、「教育機関」、「官公庁」の順となっています。なお、1つの協働事業に複数のジャンルのパートナーがいる場合もあります。また、令和4年度は、令和3年度と比較して、「教育機関」「官公庁」の件数が減少し、「市民・市民団体」、「NPO等法人」の件数が大幅に増加しています。この背景として、令和3年度に開催された東京2020大会に関連した多くの事業において、他自治体との連携がありましたが、このうちの一部の事業が終了していることが考えられます。一方、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、パートナーが活動を自粛する傾向があったと推測されますが、感染防止対策を行ったうえで、パートナーの提案により市民向けのイベント等を企画する事業が開始されたことにより、全体として事業数は増加しています。

【グラフ6】 協働のパートナー（複数選択可）

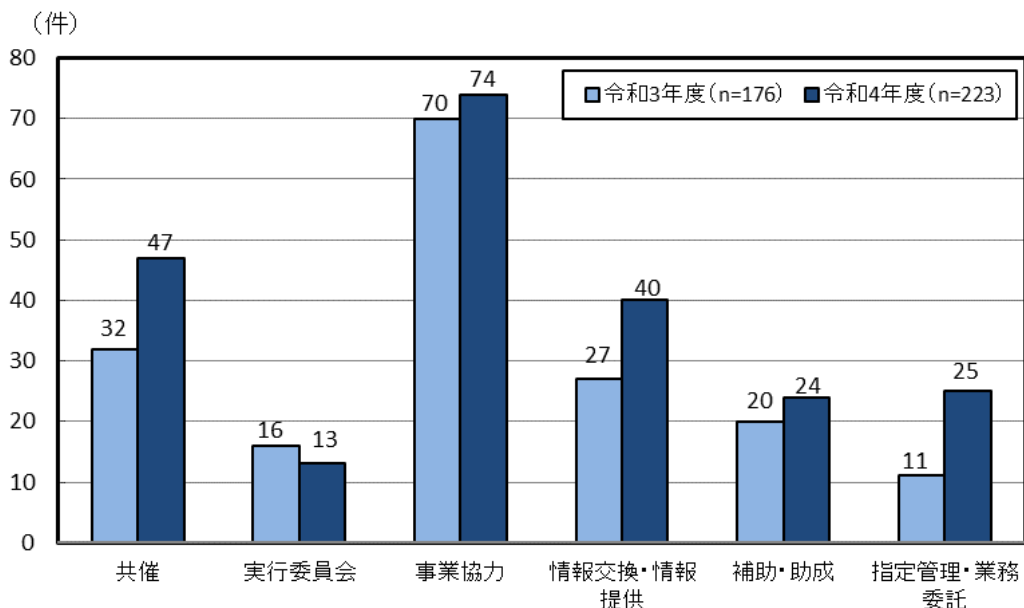


＜協働事業の形態＞

【グラフ7】のとおり、令和4年度における協働事業で最も多かった形態は「事業協力」であり、次いで、「共催」、「情報交換・情報提供」、「指定管理・業務委託」、「補助・助成」、「実行委員会」の順となっています。なお、1つの事業で複数の形態に該当する場合もあるため、形態の合計件数(n=223)は協働事業数129件よりも多くなっています。また、令和4年度は、令和3年度に比べて、「実行委員会」以外のすべての形態の件数が増加しました。

なお、「実行委員会」については、市も構成員となっている場合のみ、協働の形態としての「実行委員会」に区分しています。市が事務局として実行委員会を支援した事業や、市が構成員に含まれない実行委員会と連携した事業等については、「事業協力」に区分しています。「実行委員会」については、令和3年度において特に東京2020大会に関連したものが多く報告されていましたが、大会終了に伴う実行委員会の解散等により、減少しています。

【グラフ7】協働事業の形態（複数選択可）



<協働事業の新規開始・継続の状況について>

【表9】のとおり、令和4年度の全協働事業のうち、令和3年度以前から継続している事業の割合は82.2%(106事業)、新規開始事業は17.8%(23事業)でした。

令和4年度における新規開始事業としては、「FC東京ホームタウン6市による連携事業」や「東芝ブレイブルーパス東京・東京サントリーサンゴリアスによる地域貢献活動支援」といった、地元プロスポーツチームとの連携をより一層深めるために市から働きかけたもののほか、「高齢者等運転免許自主返納サポート事業」など、市民の安全安心を守るため、地域の協力を得るものなどがあります。一方、パートナーから事業提案を受けた事例としては、「円筒形太陽電池を用いた可搬式創蓄電設備の実証」や「超小型バイオガスプラントを活用した地域資源循環の実証事業」といった先進技術の実証実験のフィールドとして提案を受け入れたもののほか、「ブラインドサッカー体験授業「体験型ダイバーシティ教育プログラム スポ育」」など、パートナーが比較的新しい文化・スポーツ等を地域で根付かせる取組として受け入れたもの、さらには公民館で行われる利用団体主催のイベント開催に協力することを協働の取組として受け入れたものなどがあります。

【表9】事業の新規・継続の別と事業提案者

		新規事業	継続事業	計
事業提案者	市	7	64	71
	パートナー	16	42	58
	計	23	106	129

<協働のパートナーの選定方法について>

パートナーの選定方法として、市からの提案で開始した事業においては、「地域防災体制の充実」や「市民との連携による生涯学習のきっかけづくり」など、当該事業の対象者をパートナーとする事例や、「男女共同参画推進フォーラム『しえいくはんず』の開催」のように、関連団体等で実行委員会を組織しパートナーとする事例があります。市から事業提案する場合、事業の実現可能性を担保し、具体的な事業展開のイメージを共有するため、事業の構想段階でパートナーとなる団体等の選定も併せて検討する例が多くあります。

一方、パートナーからの提案で開始した事業においては、その多くは、当初の事業提案者を協働のパートナーとして選定しており、市は、事業提案を受けると、当該パートナーと一緒に実施に向けた企画内容の検討や事前調整を行っています。

また、事業提案者がいずれであるかにかかわらず、継続事業のほとんどが事業の開始時から同じパートナーと継続して実施しており、これまでの実績や経験を踏まえ、パートナーと意見を交換しながら、企画内容の見直しや新たな広報手段の検討などを行うなど、より良い事業展開を目指して内容を更新していることが分かります。一方で、「調布まち活フェスタ」のように、有志による実行委員会をパートナーとする事業においては、年度ごとにパートナーを入れ替え、新たなメンバーで継続している例もあります。

<市と協働のパートナーとの役割分担及び協働の成果について>

各協働事業の形態ごとの、市と協働のパートナーとの主な役割分担は、【表10】に示したとおりですが、市とパートナーで意見を出し合って企画し、パートナーが運営・実施を担い、市は主に広報協力や会場・情報・資料の提供を行うといった役割分担が多くみられます。

市の施策目標の達成において、パートナーの持つネットワークやノウハウを生かして事業を実施することで、行政だけでは実現できない規模の大きさや専門性の高さ、及び質の高さといった点で成果をあげているといえます。例えば、FC東京は以前からパートナーとして継続的に協働の取組を行っており、「FC東京による地域貢献活動支援」における各事業は、参加者から好評をいただいている中で、令和4年度に新たに実施した「FC東京青赤ストリート」は、取組の新規性も相まって広く注目を集め、市の全国的な魅力発信にもつながりました。

一方、協働の取組において市が貢献できる点としては、市に蓄積している知識や経験に基づき適切な場所や対象者といったフィールドを選択できることや、市報及び市ホームページ等を活用して、広く市民に情報を発信し、文化・スポーツ・スキル等の定着につなげられることがあります。また、近年では、調布スマートシティ協議会をはじめ、NPO法人及び企業等が地域の課題解決を目指して市と協働の取組を行う事例もあります。この場合、市は、地域課題及び市民ニーズの掘り起こしを行うことや、庁内連携を推進し、分野横断的な取組による課題解決につなげることなどが主な役割になると考えられます。さらに、多数の団体・企業が参画し事業規模が大きくなると、市は公共の立場として調整を図ることもあります。

【表10】協働事業の形態ごとに見られる主な役割分担

	共催	実行委員会	事業協力	情報交換・ 情報提供	補助・助成	指定管理・ 業務委託
パートナー の役割	・企画・運営	・企画・運営	・実施	・実施	・実施	・施設運営
市の役割	・企画・運営 ・広報 ・会場提供	・広報 ・会場提供	・広報 ・資料提供 ・事務局	・広報 ・資料提供	・補助金交付 ・会場提供	・施設の設置 ・維持管理

<コロナ禍で実施した協働事業の工夫と今後の課題>

令和4年度は、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、延期や中止、事業内容の変更もしくは規模の縮小を余儀なくされていた例年の協働事業についても、おおむね従来どおりの内容で再開されました。対面でのイベントが再開される一方、その準備段階においては、オンラインを併用した会議を実施するなど、感染拡大状況に応じた工夫が見られました。これは、コロナ禍を契機に、感染拡大防止の対策としてオンラインの活用が定着し、多くの協働のパートナーにおいても環境が整備された結果といえます。

今後も、オンラインを活用する協働事業は増えていくと思われませんが、現状では、オンライン環境がない方や操作に心配がある方などへの更なる配慮や支援体制を整備する必要があります。また、オンライン開催及び対面開催それぞれの利点を活かしながら活発な意見交

換ができるよう、経験を重ねていく中で、適した開催方法を選択することや、会議の司会進行などを工夫することが重要です。

＜協働の取組の課題と対応＞

協働事業を推進するに当たり、継続事業におけるパートナーの固定化、そして複数の主体が参画する事業におけるパートナーとの認識や情報の共有については、様々な分野において課題として認識されています。

パートナーの固定化については、自治会等の地域住民を主とした組織によって運営される「調布市ふれあいのみちづくり事業」や「ふれあいの家の管理運営」において、パートナーの高齢化・固定化が施設の管理・運営に影響を及ぼしはじめています。また、有志による実行委員会をパートナーとする「調布まち活フェスタ」についても、より多角的な視点から意見が交わされる体制づくりを目指す観点から、実行委員会のメンバーの固定化が課題として挙げられています。

こうした状況に対応するため、新たな協働のパートナーとなり得る団体等の掘り起しや育成・支援のほか、パートナー選定の公平性等の観点から、協働のパートナーの公募や市の各部署が有する団体等の情報を庁内の会議等の機会を通じて共有していく必要があります。参考となる取組として、「図書館の利用支援」では、新規のパートナー(協力者)養成のための講座を開催するといった工夫が以前から行われています。また、「市内映画・映像関連企業や市民団体等と連携した「映画のまち調布」の推進」では、パートナーの持つネットワークやノウハウを活用することにより、多くの事業協力者と参加者を集めることができました。

パートナーとの認識や情報の共有については、いくつかの事例から、事業の目的と役割分担を意識的に確認し合うことが、継続的な協働の取組において必要不可欠となっています。具体的には、「調布市体育協会事業の支援」では、パートナーと日頃から意思疎通を図ることで、市として適切なサポートの提供につなげているほか、「市民活動支援センターの運営」では、定例の打合せを通じて情報共有や方向の確認を行うことで、双方の認識の差を埋め、意見や要望を提案しやすい環境の改善に取り組むといった工夫をしています。さらに、協定に基づく事業など地域の課題解決を目指して市とパートナーが協働する取組においては、複雑化・多様化する市民ニーズに対応するため、課題の掘り起こしを行う段階からパートナーと協働し、各々が主体的に課題解決に取り組む事例もあります。このようにパートナーと密なコミュニケーションを図ることで、目的意識と役割分担を明確化しながら、持続的で発展性のある事業を実現できると考えます。

今後も、協働の実践を重ねていく中で、市職員の「協働」に関する認識の向上を図るとともに、パートナーと密に連携しながら、取組を推進していく必要があります。

(3) 各種協定の締結状況

【表11】のとおり、令和5年3月までに協定を締結した累計件数は123件、締結団体数は延べ506団体となっています。

そのうち、防災に関する協定の件数は93件で、締結団体数は延べ360団体と最も多く、災害時における活動支援・相互応援に関する協定や災害発生時に団体の施設を避難所として利用する協定などがあります。また、「調布市見守りネットワーク事業」では、72団体と協定を締結しており、多くの団体と協働して地域での見守り活動を展開しています。このように、市として地域の安全安心を確保するため、多様なパートナーとのネットワークを構築することが、協定締結の主たる目的のひとつとなっていることが分かります。

一方、令和3年度に「調布市ゼロカーボンシティ宣言」を行ったことを受け、環境分野を含む新たな協定が締結されました。このように、市の施策目標を達成するため、特定の分野に関してノウハウを持つパートナーとの協定に基づく連携の中で、継続的に課題意識の共有や情報交換を行い、事業を検討する事例もあります。

【表11】分野ごとの協定締結件数と締結団体数

協働の分野	協定締結件数	延べ締結団体数
文化・教育・学術等	3	11
防災	93	360
防犯	3	17
産業振興	2	7
見守り	2	81
子育て	1	1
健康	1	1
環境	4	5
都市整備	8	16
その他(多岐に渡る包括)	6	7
合計	123	506

《参考4》各種協定の締結状況一覧》

No.	協定名	締結年月	協定締結団体	分野	所管課
1	調布市民の豊かな芸術文化活動を育む包括協定	平成28年4月	一般社団法人東京室内歌劇場	文化・教育・学術等	文化生涯学習課
		令和4年3月	株式会社劇団芸優座	文化・教育・学術等	文化生涯学習課
2	相互友好協力協定	平成15年4月	電気通信大学	文化・教育・学術等	文化生涯学習課
		平成16年2月	明治大学	文化・教育・学術等	文化生涯学習課
		平成16年7月	桐朋学園	文化・教育・学術等	文化生涯学習課
		平成18年3月	白百合女子大学	文化・教育・学術等	文化生涯学習課
		平成18年11月	東京外国語大学	文化・教育・学術等	文化生涯学習課
		平成20年11月	慈恵大学	文化・教育・学術等	文化生涯学習課
		平成26年6月	ルーテル学院大学	文化・教育・学術等	文化生涯学習課
		平成30年6月	アラブ イスラーム学院	文化・教育・学術等	文化生涯学習課
3	調布市姉妹都市宿泊費助成事業協力協定	毎年4月	木島平村観光振興局	文化・教育・学術等	文化生涯学習課
4	災害時における燃料の供給に関する協定	令和4年12月	多摩商事株式会社	防災	管財課
5	調布市狛江市消防相互応援協定	昭和45年4月	狛江市	防災	総合防災安全課
6	東京都防災行政無線局設置等に関する協定	昭和54年4月	東京都	防災	総合防災安全課
		平成2年12月	東京都	防災	総合防災安全課
7	災害時の医療救護活動についての協定	昭和52年5月	調布市医師会	防災	総合防災安全課

No.	協定名	締結年月	協定締結団体	分野	所管課
8	災害時における応急対策の協力に関する協定	昭和55年9月	調布管工土木事業協同組合	防災	総合防災安全課
		昭和57年7月	調布市建設業協同組合	防災	総合防災安全課
		平成20年2月	調布市植木組合	防災	総合防災安全課
		平成20年11月	調布市建設防災連合会	防災	総合防災安全課
		平成22年2月	東京都電気工事工業組合調布地区本部調布支部, 調布市電設協同組合	防災	総合防災安全課
9	調布市と狛江市との間の災害時等における情報の提供及び交換に関する協定	昭和58年4月	狛江市	防災	総合防災安全課
10	災害時における非常無線通信の協力に関する協定	昭和60年8月	調布市役所アマチュア無線クラブ	防災	総合防災安全課
11	三鷹市, 府中市及び調布市に係る消防の相互応援に関する協定	昭和60年9月	三鷹市, 府中市	防災	総合防災安全課
12	災害時の薬剤医療救護活動についての協定	昭和62年2月	調布市薬剤師会	防災	総合防災安全課
13	多摩市と調布市との間における情報の提供及び交換に関する協定	昭和62年2月	多摩市	防災	総合防災安全課
14	災害時における米穀の供給に関する協定	昭和63年8月	調布市米穀商組合	防災	総合防災安全課
15	調布市及び木島平村災害救助協定	昭和63年11月	木島平村	防災	総合防災安全課
16	災害時における燃料等の供給に関する協定	平成7年7月	調布狛江プロパン商工組合調布支部	防災	総合防災安全課
17	震災時等の相互応援に関する協定	平成8年3月	多摩地区31市町村	防災	総合防災安全課
18	大規模災害発生時等における相互応援に関する協定	平成8年11月	甲州街道サミット参加12市	防災	総合防災安全課
19	災害時における応急対策に関する協定	平成9年9月	マインズ農業協同組合	防災	総合防災安全課
20	災害時の歯科医療救護活動についての協定	平成9年10月	調布市歯科医師会	防災	総合防災安全課
21	災害の場合における放送に関する協定	平成10年8月	調布エフエム放送株式会社	防災	総合防災安全課

No.	協定名	締結年月	協定締結団体	分野	所管課
22	災害時における放送等に関する協定	平成10年8月	株式会社ジェイコムイースト調布局	防災	総合防災安全課
23	避難所としての施設利用に関する協定	平成12年3月	都立調布北高校	防災	総合防災安全課
		平成12年3月	都立調布南高校	防災	総合防災安全課
		平成12年3月	都立神代高校	防災	総合防災安全課
24	災害時における緊急輸送業務に関する協定	平成15年4月	東京都トラック協会多摩支部	防災	総合防災安全課
25	災害時における相互応援協定	平成17年2月	世田谷区	防災	総合防災安全課
26	災害時におけるボランティア活動に関する協定	平成17年3月	社会福祉法人調布市社会福祉協議会	防災	総合防災安全課
27	障害者等を対象とした避難施設利用に関する協定	平成17年3月	東京都立調布特別支援学校	防災	総合防災安全課
28	災害時における井戸の使用に関する協力協定	平成18年8月	東京慈恵会医科大学附属第三病院	防災	総合防災安全課
29	災害時における東八道路沿線5市に対する青果物の提供及び避難場所の敷地利用に関する協定	平成18年10月	東京多摩青果株式会社	防災	総合防災安全課
30	災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定	平成18年11月	東京都理容生活衛生同業組合武蔵調布支部	防災	総合防災安全課
31	非常通信に関する協定	平成20年3月	調布消防署	防災	総合防災安全課
32	防災情報等の提供及び活用に関する協定	平成21年3月	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所	防災	総合防災安全課
33	災害時における応急救護活動の協力に関する協定	平成22年2月	調布市接骨師会	防災	総合防災安全課
34	特別養護老人ホームかしわ園の避難所施設利用に関する協定	平成23年4月	社会福祉法人桐仁会	防災	総合防災安全課
35	災害時の情報交換に関する協定	平成23年6月	国土交通省関東地方整備局	防災	総合防災安全課
36	大規模災害発生時における施設使用に関する協定	平成24年9月	株式会社東京スタジアム	防災	総合防災安全課

No.	協定名	締結年月	協定締結団体	分野	所管課
37	至誠ホーム調布若葉ケアセンターの避難所施設利用に関する協定	平成24年11月	社会福祉法人至誠学舎立川至誠ホーム	防災	総合防災安全課
38	災害時における動物救護活動に関する協定	平成25年2月	公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部	防災	総合防災安全課
39	災害時における消防支援活動等に関する協定	平成25年2月	調布市消防団OB会	防災	総合防災安全課
40	特別養護老人ホームときわぎ国領の避難所施設利用に関する協定	平成25年2月	社会福祉法人常盤会	防災	総合防災安全課
41	災害時における飛田給体育場の避難所利用に関する協定	平成25年6月	日本郵船株式会社	防災	総合防災安全課
42	災害時における緊急医療救護所に関する協定	平成25年6月	東京慈恵会医科大学附属第三病院, 狛江市	防災	総合防災安全課
43	旭出調布福祉作業所の避難所施設利用に関する協定	平成26年2月	社会福祉法人大泉旭出学園	防災	総合防災安全課
44	災害時におけるボランティア活動としての美容サービス業務の提供に関する協定	平成26年3月	東京都美容生活衛生同業組合調布支部	防災	総合防災安全課
45	災害時における施設利用に関する協定	平成26年3月	宗教法人金龍寺	防災	総合防災安全課
		平成26年11月	宗教法人光源寺	防災	総合防災安全課
		平成27年7月	社会福祉法人東京かたばみ会	防災	総合防災安全課
		平成28年4月	株式会社京王閣, 東京都十一市競輪事業組合	防災	総合防災安全課
		令和2年2月	京王電鉄株式会社, 京王レクリエーション株式会社	防災	総合防災安全課
46	災害時における妊産婦及び乳児への支援活動に関する協定	平成26年4月	公益社団法人東京都助産師会	防災	総合防災安全課
47	災害時における物資の供給に関する協定	平成26年7月	株式会社アーク・システム, 田中運輸リース株式会社, 株式会社東リース調布営業所	防災	総合防災安全課
48	防災用品のあっせんに関する協定	平成26年10月	社会福祉法人東京コロニー	防災	総合防災安全課
49	避難標識設置に関する協定	平成26年10月	NPO法人都市環境標識協会, 株式会社トーコン	防災	総合防災安全課
50	特別養護老人ホームらくえん深大寺の避難所施設利用に関する協定	平成26年12月	社会福祉法人寿真会	防災	総合防災安全課

No.	協定名	締結年月	協定締結団体	分野	所管課
51	災害時における避難所運営への協力に関する協定	平成27年2月	調布ビル管理協同組合	防災	総合防災安全課
52	調布市緊急速報発信ツール等に関する協定	平成27年3月	東京瓦斯株式会社西部支店	防災	総合防災安全課
53	災害に係る情報発信等に関する協定	平成27年7月	ヤフー株式会社	防災	総合防災安全課
54	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	平成27年9月	東電タウンプランニング株式会社	防災	総合防災安全課
55	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成28年1月	アルフレッサ株式会社調布支店, 酒井薬品株式会社三鷹営業所 他4団体	防災	総合防災安全課
56	岐阜市及び調布市災害時相互応援に関する協定	平成28年1月	岐阜市	防災	総合防災安全課
57	富山市及び調布市災害時相互応援に関する協定	平成28年1月	富山市	防災	総合防災安全課
58	特別養護老人ホームちようふ花園の避難所施設利用に関する協定	平成28年3月	社会福祉法人桐仁会	防災	総合防災安全課
59	遠野市及び調布市災害時相互応援に関する協定	平成28年3月	遠野市	防災	総合防災安全課
60	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	平成28年9月	株式会社ゼンリン	防災	総合防災安全課
61	災害時における石油燃料の供給協力に関する協定	平成29年2月	市内ガソリンスタンド5事業者	防災	総合防災安全課
62	災害時における要支援者(傷病者)等の搬送に係る協定	平成29年3月	合同会社太陽サービス, シマノ介護タクシー, 株式会社シティリファイン 他5団体	防災	総合防災安全課
		平成29年4月	介護タクシーしらゆり, 特定非営利活動法人エクセルシア	防災	総合防災安全課
63	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定 ※締結団体が自主的な判断に基づき活動	平成29年3月	狛江市, NPO法人クライシスマッパーズ・ジャパン	防災	総合防災安全課
		平成29年12月	株式会社セイコー社	防災	総合防災安全課
64	災害時における避難所等運営への協力に関する協定	平成29年3月	株式会社レクトン, 株式会社東洋食品, シダックスフードサービス株式会社 他2団体	防災	総合防災安全課
		平成30年12月	株式会社東京天竜	防災	総合防災安全課
		令和元年9月	協立給食株式会社	防災	総合防災安全課

No.	協定名	締結年月	協定締結団体	分野	所管課
65	特別養護老人ホーム爽爽荘の避難所施設利用に関する協定	平成30年9月	社会福祉法人涼広会	防災	総合防災安全課
66	特別養護老人ホーム仙川くぬぎ園の避難所施設利用に関する協定	令和元年12月	社会福祉法人桐仁会	防災	総合防災安全課
67	災害時における被災者支援に関する協定	令和2年2月	東京都行政書士会調布支部	防災	総合防災安全課
		令和2年5月	東京司法書士会調布支部	防災	総合防災安全課
68	障害福祉サービス事業所シンフォニーの避難所施設利用に関する協定	令和2年2月	社会福祉法人巢立ち会	防災	総合防災安全課
69	災害時におけるIT支援に係る協定	令和2年2月	サイボウズ株式会社	防災	総合防災安全課
70	災害時における被災者支援に関する協定	令和2年2月	東京都行政書士会調布支部	防災	総合防災安全課
		令和2年5月	東京司法書士会調布支部	防災	総合防災安全課
71	災害時における輸送等の協力に関する協定	令和2年8月	さくらツーリスト株式会社	防災	総合防災安全課
72	災害時における相互連携に関する基本協定	令和2年9月	東京電力パワーグリッド株式会社	防災	総合防災安全課
73	自立支援教室KiZuNa（キズナ）調布教室の避難所施設利用に関する協定	令和2年12月	一般社団法人ライフタイムコンディション	防災	総合防災安全課
74	災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定	令和3年2月	公益財団法人調布ゆうあい福祉公社	防災	総合防災安全課
		令和3年6月	一般財団法人調布市市民サービス公社	防災	総合防災安全課
		令和3年9月	公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団	防災	総合防災安全課
		令和3年12月	公益社団法人調布市体育協会	防災	総合防災安全課
		令和4年6月	社会福祉法人調布市社会福祉事業団	防災	総合防災安全課
		令和5年2月	一般財団法人調布市武者小路実篤記念館	防災	教育総務課

No.	協定名	締結年月	協定締結団体	分野	所管課
75	緊急時避難場所施設利用に関する協定	令和4年3月	株式会社東京スタジアム, 三鷹市, 府中市, 狛江市	防災	総合防災安全課
		令和4年3月	東京都, 三鷹市, 府中市, 狛江市	防災	総合防災安全課
76	災害時における電気通信大学の施設利用に関する協定	令和4年3月	国立大学法人電気通信大学	防災	総合防災安全課
77	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	令和3年8月	三菱自動車工業株式会社, 東日本三菱自動車販売株式会社	防災	総合防災安全課
78	東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定	令和3年12月	東京都及び都内の区市町村	防災	総合防災安全課
79	災害時における応急復旧業務に関する協定書	令和3年9月	スバル興業株式会社 多摩営業所	防災	総合防災安全課
80	災害時におけるココスエアビル(商業棟)の利用に関する協定書	令和3年10月	株式会社ココスエア調布	防災	総合防災安全課
81	災害時におけるコンクリート圧送車等での応急対策業務に関する協定書	令和3年10月	東京都コンクリート圧送協同組合	防災	総合防災安全課
82	風水害時における緊急時避難場所としての施設利用に関する協定	令和3年12月	学校法人桐朋学園女子部門	防災	総合防災安全課
83	風水害時における緊急時避難場所施設利用に関する協定書	令和3年5月	東日本電信電話株式会社	防災	総合防災安全課
84	災害時等における車両の提供等に関する協定書	令和5年2月	有限会社ファン, 狛江市	防災	総合防災安全課
85	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	令和5年3月	株式会社バカン	防災	総合防災安全課
86	災害時における駐車場の一時利用に関する協定	令和5年3月	アフラック生命保険株式会社	防災	総合防災安全課
87	災害時における調布市ふじみ交流プラザの利用に関する覚書	令和4年6月	一般財団法人調布市市民サービス公社	防災	協働推進課
88	避難行動要支援者の支援に関する協定	平成25年7月から令和5年3月まで	西部飛田給自治会, 布田南部自治会, 柳会自治会, マンション国領自治会 他32団体	防災	福祉総務課
89	災害時における調布市と障害福祉サービス事業者等との障害福祉サービス利用者の安否確認等に関する協定書	令和4年12月	さつき訪問介護事業所	防災	障害福祉課
90	災害時における下水道施設の清掃及び調査に関する協定	平成29年1月	内外サービス株式会社	防災	下水道課
91	多摩地域における下水道管路施設の災害復旧支援に関する協定	平成29年3月	東京都, 多摩29市町村, 公益財団法人 東京都都市づくり公社, 下水道メンテナンス協同組合	防災	下水道課

No.	協定名	締結年月	協定締結団体	分野	所管課
92	多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定	令和3年3月	東京都下水道局, 多摩の市町村, 公益財団法人東京都都市づくり公社, 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部	防災	下水道課
93	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書	令和4年8月	株式会社吉野清掃	防災	ごみ対策課
		令和4年8月	株式会社調布清掃	防災	ごみ対策課
94	災害時における避難所等運営への協力に関する協定	平成29年3月	株式会社レクトン, 株式会社東洋食品, シダックスフードサービス株式会社 他2団体	防災	学務課
		平成30年4月	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	防災	学務課
		平成30年12月	株式会社東京天竜	防災	学務課
		令和元年9月	協立給食株式会社	防災	学務課
95	学校安全・安心メール利用に関する基本協定	平成19年3月	晃華学園中学校高等学校	防犯	総合防災安全課
		平成24年4月	桐朋学園桐朋小学校	防犯	総合防災安全課
96	調布市ながら見守り活動に関する協定	平成28年3月	一般社団法人東京都信用金庫協会, 日本郵便株式会社調布郵便局	防犯	総合防災安全課
		平成28年12月	調布市新聞販売店協同組合	防犯	総合防災安全課
		平成29年3月	株式会社小平広告	防犯	総合防災安全課
97	重大な犯罪事件に係る相互情報提供等に関する協定	平成28年9月	世田谷区, 狛江市, 川崎市	防犯	総合防災安全課
98	危険薬物及び特殊詐欺の根絶に係る協定	平成29年3月	狛江市, 調布警察署, 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会調布狛江市部, 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩東支部	防犯	総合防災安全課
99	調布市・狛江市サイバーセキュリティに関する協定	平成29年7月	狛江市, 調布警察署, 調布市商工会, 狛江市商工会	防犯	総合防災安全課

No.	協定名	締結年月	協定締結団体	分野	所管課
100	市内中小企業等支援に関する包括協定	平成24年2月	多摩信用金庫	産業振興	産業振興課
		平成26年3月	三井住友銀行, りそな銀行	産業振興	産業振興課
		平成26年5月	みずほ銀行, みずほ信託銀行	産業振興	産業振興課
		平成27年9月	西武信用金庫	産業振興	産業振興課
101	調布市・一般財団法人モバイルスマートタウン推進財団インバウンド観光推進に関するパートナーシップ協定	平成29年10月	一般財団法人モバイルスマートタウン推進財団	産業振興	産業振興課
102	調布市見守りネットワーク事業協定	平成18年3月から 令和4年3月まで	調布市自治会連合協議会, 調布市商工会, 日本郵便株式会社調布郵便局 他69団体	見守り	高齢者支援室 高齢福祉担当
103	感染症及び災害発生時における職員相互派遣に関する協定	令和3年2月	市内介護老人福祉施設 全9施設	見守り	高齢者支援室 高齢福祉担当
104	調布市子育て情報誌の官民協働発行に関する協定	平成28年12月	株式会社ジチタイアド	子育て	子ども政策課
105	がん啓発・がん検診の受診率向上に向けた包括的連携に関する協定	平成22年2月	アフラック (アメリカンファミリー生命保険会社)	健康	健康推進課
106	相互連携基本協定	平成20年8月	都立農業高校	環境	環境政策課
107	調布市太陽光発電に係る公共施設屋根貸し事業協定	平成25年11月	調布まちなか発電株式会社	環境	環境政策課
108	地球を守るための市民率先行動に繋げる連携協定	令和4年10月	ユニリーバ・ジャパン・カスタマーマーケティング株式会社	環境	環境政策課
109	「ゼロカーボンシティ調布」の実現に向けた連携協定	令和5年3月	東京ガス株式会社, 東京ガスネットワーク株式会社	環境	環境政策課
110	調布市内モデル地域における空き家等に利活用提案プロジェクトに関する協定	平成30年4月	共立女子大学	都市整備	住宅課
111	住まいのライフサイクルを通じた空き家予備軍アプローチ手法構築プロジェクトに関する協定	令和元年8月	ミサワホーム株式会社	都市整備	住宅課
112	調布市における空き家流通促進モデル構築事業に関する協定	令和元年8月	多摩信用金庫	都市整備	住宅課
		令和元年8月	京王電鉄株式会社	都市整備	住宅課
113	調布市空き家等エリアリノベーション構築プロジェクトに関する協定	令和元年10月	学校法人慶應義塾 慶応義塾先端科学技術研究センター	都市整備	住宅課
114	調布市における空き家等の適正な管理に関する協定	令和元年11月	公益社団法人調布市シルバー人材センター	都市整備	住宅課

No.	協定名	締結年月	協定締結団体	分野	所管課
115	まちの「つながり」プロジェクトに関する協定	令和2年9月	高橋 大輔氏 (共立女子大学 家政学部 建築・デザイン学科 建築計画研究室 教授), 菅原 大輔氏 (SUGAWARADAIISUKE建築事務所 株式会社 代表取締役)	都市整備	住宅課
116	調布市空き家等ワンストップ相談窓口事業に関する協定	令和2年11月	一般社団法人 東京都建築士事務所協会 南部支部, NPO法人 日本地主家主協会, 多摩信用金庫, 東京都行政書士会 調布支部, ミサワホーム株式会社, 三井住友信託銀行株式会社	都市整備	住宅課
117	調布市における空き家の適正管理に関する連携協定	令和4年2月	東京ガス株式会社東京西支店, 東京ガスリックリビング株式会社	都市整備	住宅課
118	地域活性化包括連携協定	平成30年4月	株式会社セブン・イレブン・ジャパン, 株式会社イトーヨーカ堂	その他(多岐に渡る包括)	企画経営課
119	アフラック生命保険株式会社との包括的パートナーシップ協定	令和元年8月	アフラック生命保険株式会社	その他(多岐に渡る包括)	企画経営課
120	調布市北部地域活性化連携協定	令和4年12月	大和リース株式会社	その他(多岐に渡る包括)	企画経営課
121	活力ある持続可能なまちの実現に向けた多分野連携協定	令和5年2月	東日本電信電話株式会社東京武蔵野支店	その他(多岐に渡る包括)	企画経営課
122	東京都パートナーシップ宣誓制度及び調布市パートナーシップ宣誓制度に関する基本協定	令和5年3月	東京都	その他(多岐に渡る包括)	多様性社会・男女共同参画推進課
123	調布市と一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟との相互協力に関する協定	令和元年8月	一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟	その他(多岐に渡る包括)	スポーツ振興課
合計 506団体					

※網掛けは、令和4年度に協定締結したもの(12件)です。

4 まとめ

市民参加の延べ人数(【グラフ1】)や、協働事業数(【グラフ5】)の推移から見て取れるように、令和元年度までは、参加と協働に関する取組は順調に定着が図られてきたと考えています。そうした中で、令和2年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、取組の規模縮小や延期・中止を余儀なくされる事例が多数あったことから、いずれの実績も大きく減少しましたが、令和4年度においては、感染拡大防止対策を講じたうえで、継続事業のほぼすべてが再開され、いずれの実績も増加しています。

市民参加手続について、令和4年度は第6次調布市総合計画のほか、分野別計画の策定・改定を多く実施したことから、市民参加の取組が例年以上に増えました。そうした中で、新型コロナウイルスの感染拡大防止を契機に導入した、オンラインの併用による会議やインターネットアンケートが活用され、市民参加機会の充実につながりました。今後は、デジタルを活用した市民参加手法の模索など、継続的な課題となっている参加層の拡大に取り組むと同時に、オンライン環境がない方や情報機器の操作に不安がある方への更なる配慮など、幅広い市民参加を促進するための環境整備を意識する必要があると考えています。また、「調布市審議会等の会議の公開に関する条例」の趣旨を踏まえ、条例において対象とする審議会等だけでなく、市民参加の取組として実施する委員会・審議会等においても可能な限り条例に準じ、傍聴の取扱いや会議録の作成・公表などに努めるとともに、傍聴者からもアンケートを通じて意見をいただくなど、引き続き様々な運用改善に取り組んでいきます。

協働事業については、東京2020大会のレガシーを継承する事業のほか、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策を行ったうえで、市民向けのイベント等を企画する事業等が実施されるなど協働の取組は拡大しています。その一方で、パートナーの固定化や、パートナーと市の役割分担の明確化が課題となっています。協働を推進するに当たっては、より多くの方々に関わっていただけるような環境づくりが必要であることから、引き続きパートナーの育成・支援や、更なる裾野拡大につながる取組を継続してまいります。また、パートナーとの密なコミュニケーションを通じ、目的意識と役割分担を明確化しながら、持続的で発展性のある事業実施に取り組めます。

今後も多様な主体との連携により、幅広い市民意見の把握につながる創意工夫や運用改善を重ねながら、参加と協働のまちづくりを推進していきます。